

平成 22 年 7 月 15 日

各 位

| | |
|-------|-----------------------------------|
| 会 社 名 | 株式会社 NESTAGE |
| 代表者名 | 代表取締役 長谷川 祐二 (JASDAQ・コード7633) |
| 問合せ先 | 執行役員 財務部長 杉林 加一朗 |
| 電話番号 | 06(6192)9231 |

平成 23 年 2 月期第 1 四半期に係る財務諸表に対する結論不表明に関する

お知らせ

当社は、平成 23 年 2 月期第 1 四半期報告書を提出するにあたり添付されている金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく阪神公認会計士共同事務所による四半期レビュー報告書について、同共同事務所より結論を表明しない旨の四半期レビュー報告書を本日受領しましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 背景と概要

当社は、前事業年度に引き続き当第 1 四半期会計期間においても、93,067 千円の営業損失及び 106,043 千円の四半期純損失を計上しており、金融機関からの新たな資金調達や既存借入の返済が困難な状況となっております。

また、平成 22 年 3 月の上場時価総額が上場株式数に 2 を乗じて得た数値未満となったことにより、JASDAQ 等における株券上場廃止基準の特例第 2 条第 1 項第 3 号後段の上場廃止基準に該当することとなりました。そのため、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 6 月 30 日まで上場時価総額基準に係る猶予期間に入っておりましたが、この猶予期間内に当社の上場時価総額が上場株式数に 2 を乗じて得た数値以上にならなかったため、平成 22 年 7 月 1 日付で大阪証券取引所より整理銘柄に指定され、平成 22 年 8 月 2 日付で上場廃止となります。

以上のことから、平成 23 年 2 月期第 1 四半期報告書を提出するにあたり添付されている金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく阪神公認会計士共同事務所による四半期レビュー報告書について、当社の会計監査人である阪神公認会計士共同事務所より、上記状況の解消又は大幅に改善するための合理的な経営計画等の提示を受けることができなかつたため、結論を表明しない旨の四半期レビュー報告書を本日受領いたしました。

当社は、前事業年度に引き続き当第1四半期会計期間において93,067千円の営業損失及び106,043千円の四半期純損失を計上しており、営業キャッシュ・フローも123,850千円のマイナスとなり、継続してマイナスとなっております。また金融機関からの借入に関して財務制限条項に抵触しており、新規借入が困難な状況にあります。さらに、「第一部企業情報 第2事業の状況 2事業等のリスク (2)上場廃止に伴うリスク」に記載の通り、平成22年7月1日付けで大阪証券取引所より整理銘柄に指定されており、平成22年8月2日付で上場廃止となることから、資本政策による資金調達を柔軟に行う事ができない可能性がある状況にあります。

これにより、当社には継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく、以下の施策を行う所存であります。

1. 固定コストの削減

前事業年度において、すべての直営店舗と委託型店舗を閉鎖し、外部委託していた商品センターを安価な賃借物件に移転させ自社運用に切替え、かつ本社も当該物件に移転させ機能を統合させるなど、業務の合理化と効率化を図ってまいりました。さらに二つのPOSシステムを一本化するなど大幅な経費の削減も実施いたしました。そして、これまでの資本政策やコスト削減により、仕入資金の確保ができれば再び売上を向上させることのできる体制を構築することができました。今後も、さらに人件費を中心とする固定コストの一層の削減を推し進めるとともに、資産効率の改善に努めてまいります。

2. 収益力の改善

新たな資金調達の実施や売掛債権の流動化等の施策により、仕入資金を確保し、商品供給力を復活させ売上の向上を目指してまいります。

3. リノベーション事業の推進

平成22年2月26日の第三者割当による増資により取得した不動産に関しては、不動産リノベーション事業として、現在ある不動産の付加価値を高める事で、その物件の資産価値を高め有効運用することにより、当社の本業であるTVゲーム事業での仕入資金等に使用いたします。

4. 有利子負債の返済について

取引金融機関に対しては、新たな経営計画につき説明を行い、一定期間の元本返済を猶予いただくなどの返済条件の見直しについてご理解とご協力をお願いしてまいります。

しかし、これらの施策は十分に固定コストが削減できない可能性、新たな資金調達や売掛債権の流動化等が実施できない可能性、不動産リノベーション事業が順調に進まない可能性及び金融機関との折衝が順調に進まない可能性があるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、上記のような重要な不確実性の影響を四半期財務諸表には反映しておりません。

2. 四半期レビュー報告書の記載内容

受領した四半期レビュー報告書に記載された内容は以下のとおりであります。

私たちは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 NESTAGE の平成 22 年 3 月 1 日から平成 23 年 2 月 28 日までの第 31 期事業年度の第 1 四半期累計期間（平成 22 年 3 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にある。

私たちは、下記事項を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

記

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は前事業年度に引き続き当第 1 四半期会計期間においても、93,067 千円の営業損失及び 106,043 千円の四半期純損失を計上している。また、金融機関からの新たな資金調達や既存借入の返済が困難な状況になっている。また、平成 22 年 7 月 1 日付で大阪証券取引所より整理銘柄に指定され、平成 22 年 8 月 2 日付で上場廃止となる予定であり、資本政策による資金調達を柔軟に行うことができない可能性がある。これらにより、会社には継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。しかし、私たちは、会社から当該状況を解消又は改善するための合理的な経営計画等の提示を受けることができなかった。このため、継続企業を前提として作成されている上記の四半期財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかった。

私たちが実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、上記事項の四半期財務諸表に与える影響の重要性に鑑み、株式会社 NESTAGE の平成 22 年 5 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第 1 四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかったかどうかについての結論を表明しない。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、JASDAQ 等における株券上場廃止基準の特例第 2 条第 1 項第 3 号（上場時価総額）に該当したため、大阪証券取引所より上場廃止となる旨の通知を受けており、今後は以下の日程で大阪証券取引所（JASDAQ 市場）において上場廃止となる予定である。

上場廃止の決定：平成 22 年 7 月 1 日

整理銘柄指定期間：平成 22 年 7 月 1 日から平成 22 年 8 月 1 日

上場廃止日：平成 22 年 8 月 2 日

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

3. 今後の展開

当社といたしましては、今回の会計監査人の結論不表明に至った事由を早期に解消すべく、コスト削減の徹底、金融機関及び各取引先ならびに投資家からの資金の調達を喫緊の課題として取り組んでまいります。

以上